

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

B社(後に、A社に名称変更)に入社して最初の勤務がC市の工事現場であり、その後、昭和24年4月に同社D支店に転勤になった。1年弱のD支店勤務であったが、同支店勤務時の厚生年金保険の加入記録が無い。退職もしていないのに加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びA社の事業主が作成した「建築技術者名簿」から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和24年5月1日にE社からA社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の供述によりA社から同社D支店に異動した複数の同僚のオンライン記録をみると、これら同僚は同社D支店で勤務していた期間において同社で被保険者資格を継続していることが確認できる上、申立人と同様にE社の被保険者資格を喪失し、A社で同日に被保険者資格を取得している同僚は、その間に同社D支店で勤務していたと証言していることから、申立人の同社における被保険者資格の取得日を昭和24年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和54年12月に解散し、事業主及び取締役は死亡又は所在不明のため証言を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年3月から同年10月までは18万円、同年11月から9年10月までは19万円、同年11月から10年4月までは20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、11年1月から同年3月までは20万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、12年1月から13年2月までは20万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円、14年1月及び同年2月は19万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月及び15年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月から16年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月及び17年1月は22万円、同年2月から同年12月までは20万円、18年1月から同年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から18年4月29日まで

デザイン専門学校を卒業後、平成8年3月にA社に入社し、18年4月末に倒産するまで勤務した。「ねんきん定期便」で同社における標準報酬月額を知り確認したところ、申立期間について、実際の給与総額より大幅に低くなっている。入社以来10年間、最低の標準報酬月額で届出されていることは常識的に考えてもおかしいので、調査の上訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年6月1日から15年5月1日までの期間及び16年1月1日から17年4月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書に記載されている報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、8年6月から同年10月までは18万円、同年11月から9年10月までは19万円、同年11月から10年4月までは20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、11年1月から同年3月までは20万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、12年1月から13年2月までは20万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円、14年1月及び同年2月は19万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月及び15年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、16年1月から同年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月及び17年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円であると認められる。

また、申立期間のうち、上記期間を除く給与明細書を所持していない期間については、平成8年6月分から同年10月分までの上記給与明細書、申立人が提出した15年分及び18年分の給与所得の源泉徴収票、B市が保管する16年分の給与支払報告書及び平成18年度の課税証明書により、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成8年3月から同年5月までは18万円、15年5月から同年12月までは20万円、17年4月から同年12月までは20万円、18年1月から同年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、源泉徴収票、給与支払報告書及び課税証明書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたって一致していないことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岐阜厚生年金 事案 1954

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格取得日に係る記録を昭和46年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月30日から同年9月2日まで

昭和27年11月にA社に入社して、平成4年10月に退職するまで継続して同社に勤務したが、同社D出張所から同社C事業部に転勤になった時の1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料は給与から控除されており、給与の遅配も無く毎月支払われていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された昭和46年8月21日付けの「人事発令」、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年8月30日にA社D出張所から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主はオンライン記録どおりの届出をしたと回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岐阜厚生年金 事案 1955

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月23日から20年8月15日まで  
戦時中、A小学校卒業後、B市C区D町に在ったE社へ入社し、エンジン部品を旋盤加工する仕事に就いた。約半年後に同区F町の工場へ転勤となりエンジンを取り付ける台を造る仕事をした。その後、日付ははっきりしないが、空襲を避けるためG県H町に在った同社H工場へ疎開した。そこでは雑役や溶接関係の仕事をした。申立期間に勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、E社I工場に入社し、その後、同社J工場に転勤となり、さらに空襲を避けるため昭和20年には同社H工場へ疎開したとして、申立期間において同社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が転勤したとするE社J工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録は、同社I工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人が疎開したとするE社H工場は、昭和20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、E社は、「社内に関連資料は無く、また、当時の状況を知る社員も居ないため調査する手段が無い。」旨の回答をしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、当時、E社で勤務していた申立人の兄は既に死亡している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 岐阜厚生年金 事案 1956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成元年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

会社を退職し、厚生年金保険から国民年金に切り替えたが、国民年金に未納分があると、A町役場の方が必ず国民年金保険料の集金に来た。私の年金記録に2か月分の未納があるが、この2か月について同町役場が集金に来ていないのは、給料から厚生年金保険料が控除されていたためである。申立期間①をB社、申立期間②をC社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間においてB社で継続して勤務していたと主張しているが、当時の同僚に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態について供述を得ることができない。

また、B社の当時の事業主は、「当時の資料は残っておらず不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、厚生年金保険の資格喪失日が申立人と同じ昭和 62 年 3 月 31 日である同僚が多数確認できるところ、申立人を含む全員の雇用保険の離職日は、同年 3 月 30 日となっており、厚生年金保険の記録と雇用保険の記録は一致している。

加えて、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「事業所を退職し、厚生年金保険から国民年金に切り替え

たが、国民年金保険料の未納があると、B町役場が国民年金保険料の集金に来た。」と申立てをしているが、申立人の国民年金新規加入年月日は、昭和63年5月1日である。また、申立人は、B社の退職後において、国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧である上、D社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは62年4月8日であるため、A町役場が当該期間を国民年金保険料未納期間であると認識できたとは考え難い。

申立期間②について、申立人は当該期間においてC社で継続して勤務していたと主張しているが、申立人は結婚のため同社を退職し、退職後すぐである平成元年4月\*日か、同年4月\*日に結婚式を挙げたと供述している。

また、当時の事務担当者は、「当時の事務手続は従業員の入退社に併せてしていたはずである。」との回答をしている上、当時の同僚は、「自分の被保険者記録は間違っていない。」と供述している。

さらに、C社は、平成18年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は、「当時の資料は残っておらず不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、A町役場において国民年金の加入手続を行ったかどうか記憶しておらず、また、申立人は平成元年4月末に結婚した後、E市F区G町へ同年5月8日付けで転入届を提出し、婚姻届は同年5月\*日に提出している。さらに、H社において、同年5月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、A町役場が当該期間を国民年金保険料未納期間であると認識できたとは考え難い。